工場立地法よくある質問（豊橋市）

○工場立地法について、本市の運用事例をまとめています。
○本事例とあわせて、愛知県産業立地通商課作成の「よくある質問」も参照してください。→ 愛知県　工場立地法　検 索

■環境施設

Ｑ１．条例による緑地率の緩和は、どの区域が適用されるのですか。また、緩和後の割合（パーセンテージ）はどうなるのですか。

本市では条例により、公共造成の工業団地及び工業専用地域（以下「市準則適用区域」と言います。）について、緑地率等を緩和しています。その他の地域（以下「法準則適用区域」と言います。）は、工場立地法による全国一律の基準を適用しています。

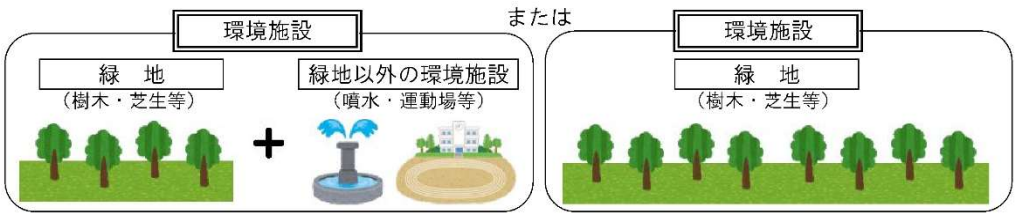
区分	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
市準則適用区域（※）	・公共造成の工業団地（豊橋若松地区、豊橋石巻西川地区、豊橋三弥地区、豊橋東インターチェンジ工業用地） ・工業専用地域（御津２区、神野西１区、明海地区等）	5%以上	10%以上	緑地面積率のうちの50%以下
法準則適用区域	上記以外（工業地域、準工業地域、市街化調整区域等）	20%以上	25%以上	

※条例による緑地率等の緩和は、令和５年４月１日以降の届出が対象です。緩和した基準を採用する場合は、別途環境活動計画書の提出が必要です。（Ｑ８参照）

■環境施設

Ｑ２．「環境施設」、「緑地」、「緑地以外の環境施設」の概念は、それぞれどのような関係になるのですか。

「環境施設」は、「緑地」及び「緑地以外の環境施設」を言います。「環境施設」の面積を「緑地」の面積で達成している場合には、「緑地以外の環境施設」を設置する必要はありません。



■環境施設

Ｑ３．人工芝は 工場立地法上の「 緑地 」 として認められますか。

人工芝は工場立地法上の「緑地」としては認められません。工場立地法でいう「緑地」とは、光合成等の大気浄化作用を行う樹木、芝その他の地被植物が生育している土地のことです。

ただし、その区画が美観等の面で公園的な形態を整えたオープンスペースであれば「緑地以外の環境施設」となります。

■重複緑地等

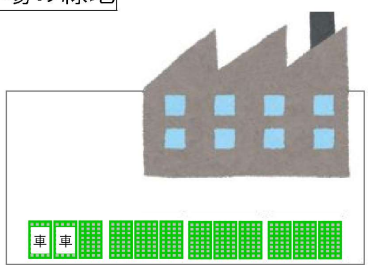
Ｑ４．重複緑地等とは、どのようなものをいうのですか。

重複緑地等は、駐車場の緑地や生産施設の屋上・壁面に設置された緑地など、他の施設と重なって設置する緑地を言います。

〔重複緑地等の例〕

パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地（フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も含みます）

駐車場の緑地

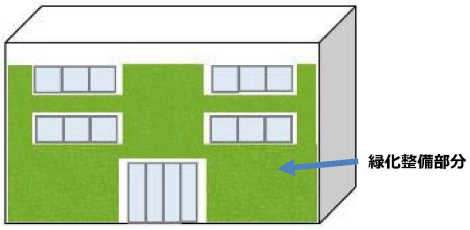


※1 台分のスペースの半分以上を緑化すること

屋上の緑地

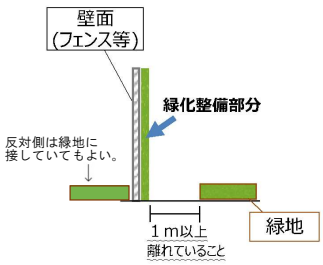


壁面の緑地

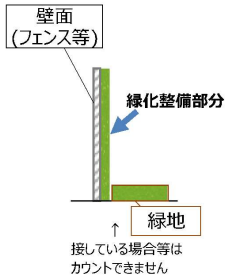


※１年を通して緑化していること
※他の緑地と１ｍ以上離れていること

○算入できる



×算入できない



■重複緑地等

Ｑ５．重複緑地はどの程度まで 工場立地法上の 「緑地」として認められるのですか。

重複緑地が、工場立地法の「緑地」として認められるのは、工場敷地にある「緑地」面積の５０％（市準則適用(Ｑ１参照)）までです。これを超える重複緑地は、「環境施設」としてカウントすることができます。

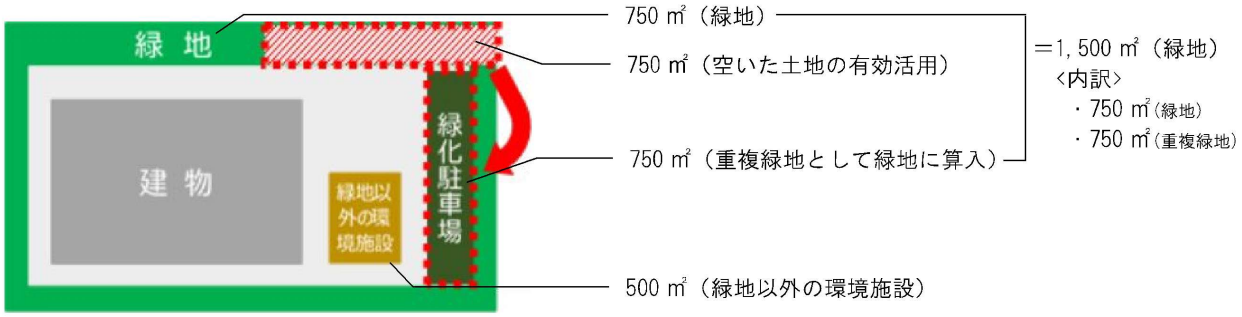
〔計算例〕

事例

・敷地面積：10,000㎡

・環境施設：2,000㎡（緑地面積：1,500㎡、緑地以外の環境施設面積：500㎡）

この場合、750㎡までを緑地として認められます。（緑地面積1,500㎡×50%）

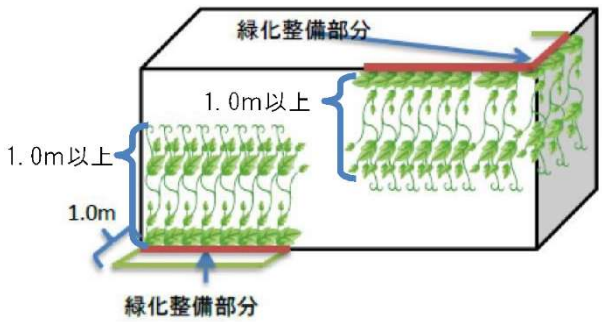


■重複緑地等

Ｑ６．壁面を緑化する場合、どのように緑地面積を測定しますか。 また、その場合、植栽高に制限はありますか。

緑化しようとする部分の水平延長に１メートルを乗じた面積を緑地面積とします。

ただし、植栽高は１メートル以上とします。（豊橋市の独自の取り扱いによる）



※Q７～Q８は、市準則適用区域（Q１参照）で、緩和した緑地率等の基準を採用する場合に適用します

■環境活動

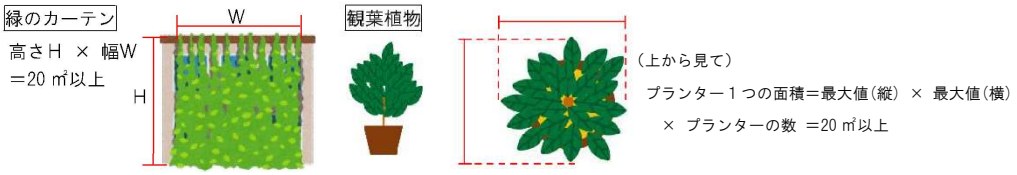
Q７．環境活動とは、どのような活動を行えばよいですか 。

緩和後の基準を採用する場合は環境活動を行う必要があります。

環境活動とは、環境保全に寄与する取り組みのことで、下記の実施基準により行います。環境活動計画書に取組内容等を記載のうえ、届出から１年以内に実施してください。

区　分	実 施 基 準
みどりと調和した働く場の推進	・緑のカーテンの設置（実面積 20 ㎡以上） ・観葉植物の設置（水平投影面積 20 ㎡以上） ・屋上緑化の実施 ・壁面緑化の実施 ・雨水の利活用による緑化の実施 ・その他事業所内の緑化に資する取組の実施
エコ通勤の推進	・従業員の通勤手段を自動車から電車、バス、自転車、徒歩等へ転換することを促す取組の実施
エコドライブの実施	・車両を利用時における、アイドリングストップの実施などエコドライブの実施
ゼロカーボンに資する設備の導入	・工場増設時などにおける、省エネルギー型の空調システム、照明機器などゼロカーボンに資する設備の導入 ・環境に配慮した車両の導入 ・その他ゼロカーボンに資する取組の実施
意識啓発・社内活動の実施	・環境保全、環境負荷低減のための研修会・講演会など社内教育の実施（１回以上） ・ISO14001 、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムの新規導入又は更新 ・ビオトープなど自然環境体験学習の場の提供地域
地域貢献活動の実施	・５３０運動環境協議会への新規加入又は加入継続 ・事業所周辺及び周辺校区内における美化活動の実施（１回以上） ・干潟、海岸、河川、水路などにおける美化活動の実施（１回以上） ・外来生物駆除作業の実施（１回以上） ・ＮＰＯや市民団体の環境に関する活動又は環境ボランディアへの支援（ 1 回以上） ・環境活動振興基金などへの寄附（１回以上） ・その他環境保護、環境保全活動の実施（１回以上）

〔面積の測定方法〕



■環境活動

Ｑ８．環境活動計画書の提出はどのように行えばよいですか。また、活動の報告についてどのように行えばよいですか。

環境活動計画書は工場立地法の届出と同時に提出してください。

活動の報告については、環境活動計画書に記載した区分１～６全ての取組が完了した日（継続的に実施する取組にあっては計画書の提出日（計画書提出時点で生産施設が操業していない場合は操業開始の日）から１年を経過した日を完了とみなします。）から１月以内に、環境活動実施報告書に活動を実施したことがわかる書類を添えて提出してください。